⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　平成13年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記⑦の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑦　鋼橋上部工事で、次のⓐから⒟の要件を満たす施工実績。

ⓐ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

ⓑ　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。なお、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

ⓒ　最大支間長が55m以上であること。

⒟　施工実績が適切なものであること。

ただし、ⓐから⒟は同一橋梁での施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。

⑦　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

⑧　平成13年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記ⅰ）の要件を満たす施工経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。全ての構成員の技術者が下記ⅰ）の要件を満たしていること。

ⅰ）鋼橋上部工事で、次のⓐから⒟の要件を満たす施工経験。

ⓐ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

ⓑ　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。なお、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工経験としてよい。

ⓒ　最大支間長が55m以上であること。

⒟　施工経験が適切なものであること。

ただし、ⓐから⒟は同一橋梁での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６⑴へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（同７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７⑴①の認定を受けていない構成員が同７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「東北中央自動車道桑折高架橋東向田地区・赤坂地区上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成29・30年度を有効期間とする国土交通省の地方整備局（港湾空港関係）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る申請方法については別に公示する。

平成 28 年 10 月３日

国土交通省

東北地方整備局副局長　小谷野喜二
関東地方整備局副局長　髙田　昌行
北陸地方整備局次長　長田　信
中部地方整備局副局長　守屋　正平
近畿地方整備局副局長　田所　篤博
中国地方整備局副局長　川嶋　直樹
四国地方整備局次長　元野　一生
九州地方整備局副局長　笹森　秀樹

◎調達機関番号　020

◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、40

１　工事種別及び業種区分

⑴　建設工事

建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。

①　空港等土木工事（土木一式工事）
②　港湾土木工事（土木一式工事）
③　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
④　空港等舗装工事（舗装工事）
⑤　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

⑵　測量・調査及び建設コンサルタント等業務

測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。

①　測量・調査
②　建設コンサルタント等

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、その申請者の本店所在地にかかわらず、平成28年12月１日から平成29年１月13日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、インターネットを使用して測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は平成28年12月１日から平成29年１月13日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

また、９⑸①から⑥に掲げる場合の申請及び９⑹に掲げる場合の申請については、別記１に掲げる申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下⑴及び⑵において同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、平成28年12月１日から平成29年１月31日まで（当日消印有効）の間に、それぞれ別記１に掲げる提出場所に郵送するものとする。